指定介護予防支援事業所 指定居宅介護支援事業所 有料老人ホーム及びケアハウス、養護老人ホーム 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型協働生活介護

管理者各位

神戸市福祉局介護保険課担当課長

# 神戸市介護予防支援業務等従事者の更新手続きについて

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本市の介護保険事業にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在発行しております「神戸市介護予防支援業務等従事者証」の有効期限が2021年3月31日までとなっております。そのため、以下のとおり更新のお手続きをお願いいたします。

なお、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため「介護予防ケアマネジメント従事 者現任者研修」は開催せず、従事者証の更新のみ行わせて頂きますので予めご了承下さい。

# 【更新の流れ】

- ① 貴事業所に所属し、従事者証の更新が必要な方については、別紙「神戸市介護予防業務等従事者一覧」にご記入をお願いします。
- ② 「神戸市介護予防業務等従事者一覧」を下記まで郵送をお願いいたします。
- ③ 新たな従事者証(有効期間 2024 年 3 月 31 日まで)を事業所ごとに順次郵送します。(令和 3 年 3 月中)
- ④ 現在の従事者証(有効期間2021年3月31日まで)については、4月以降、介護保険課に返却をお願いします。返却の方法については、新たな従事者証を郵送する際にお知らせします。

#### 【「神戸市介護予防業務等従事者一覧」の郵送先について】

神戸市福祉局介護保険課地域包括支援係ケアマネジメントライン 〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 1号館4階 ※「従事者一覧在中」とご記入をお願いします。

### 介護予防支援業務等従事者の登録について

別紙「神戸市介護予防支援業務等従事者一覧」をもって、貴事業所の介護予防従事者を登録させて頂きます。そのため、過去に届出があり貴事業所の従事者として登録されているが、今回の「従事者一覧」に記載がなかった方については、登録を削除させて頂きます。

#### 4月以降、貴事業所に就職が決定されている方について

貴事業所に4月以降就職が決定しており、3月中に新たな従事者証を貴事業所に郵送しても構 わない場合は、「従事者一覧」に就業予定の方のご記入をお願いします。

「従事者一覧」にご記入を頂いた場合、貴事業所での登録となります。そのため、3月中に前事業所で従事者証の受理を希望され、4月以降貴事業所に就職される場合は、「第2号様式 神戸市介護予防支援業務等従事者届出」を4月以降にご提出する必要がございます。

※「第2号様式 神戸市介護予防支援業務等従事者届出」

神戸市ホームページのトップ画面から、キーワード『介護予防支援業務等従事者届出』と検索して下さい。

### 更新手続きをするが、現在の従事者証を紛失している場合について

現在の従事者証(有効期間 2021 年 3 月 31 日まで)を紛失等で、返却できない場合の対応については、新たな従事者証を郵送する際にお知らせします。なお、「従事者一覧」には、その方のご記入もお願いします。

現在有効でない従事者証を持っているが、更新が必要な場合について

黄色の従事者証(有効期間 2018 年 3 月 31 日)を保有し、かつ、その従事者証に「2016 受講済」のシールが貼付されている場合は、レポートのご提出をもって更新となります。

※「有効期限切れの神戸市介護予防支援業務等従事者証について」(レポートについて) 神戸市ホームページのトップ画面から、キーワード『有効期限切れの神戸市介護予防支援業 務等従事者証』で検索して下さい。

「2016 受講済」のシールが貼付されていない、もしくは、それ以前の従事者証をお持ち方で、更新が必要な方は、「介護予防ケアマネジメント従事者新任者研修」の受講が必要です。下記までご連絡をお願いします。

# 【問い合わせ】

神戸市福祉局介護保険課地域包括支援係 松田・三上 電話:078-322-6902(直通) FAX:078-322-6047